

中津市「現場環境改善取扱要領」(案)の運用について

実施内容（取扱要領（案）「第3条 実施内容」関係）

（1）受注者による意思表示

- ・中津市「現場環境改善取扱要領」(案)（以下、取扱要領案）の内容について説明、確認した上で、受注者の意向を踏まえ、実施の有無を決定する。
- ・実施することとなった場合、取扱要領案をよく理解した上で、具体的な実施内容を施工計画書に記載するよう指導する。
- ・実施対象としていない工事において受注者が実施の意向を示した場合は、受発注者協議により実施の有無を決定することができる。

（2）実施内容の提出

- ・施工計画書に記載されている実施内容が、取扱要領案に則したものか確認する。
- ・施工計画書に記載されている実施内容が、取扱要領案に則したものか判断がつかない場合は、契約検査課と別途協議すること。

（3）実施報告

- ・受注者から提出された実施報告が、施工計画書に記載されている内容と一致しているか確認する。
- ・報告様式は、別紙「現場環境改善実施状況」を基本とする。

（4）変更協議

- ・変更協議により提出された実施内容についても、「（2）実施内容の提出」のとおり確認する。

（5）費用の計上

- （5）- 1 土木工事標準歩掛を適用する工事、農業農村整備関係工事、森林整備保全事業設計積算要領の細部取扱いを適用する工事、水道事業実務必携を適用する工事の場合
- ・率分の費用を計上するのは、施工計画書（変更協議により変更された内容を含む。）に記載された5つの内容が全て履行された場合のみとする。
- また、積み上げ分についても施工計画書（変更協議により変更された内容を含む。）に記載された内容が履行され、率分が計上されている場合のみ計上を行うものとする。

(5) - 2 港湾積算資料、漁港漁場関係工事積算基準を適用する工事の場合

・率分の費用を計上するのは、施工計画書（変更協議により変更された内容を含む。）に記載された内容が全て履行された場合のみとする。

また、積み上げ分についても施工計画書（変更協議により変更された内容を含む。）に記載された内容が履行され、率分が計上されている場合のみ計上を行うものとする。

(5) - 3 災害復旧工事の場合

・災害復旧工事については、施工計画書（変更協議により変更された内容を含む。）に記載された熱中症対策・防寒対策が履行された場合は、計上を行うものとする。

・積み上げ分は、仮で算出した率分の費用の50%を上限値とする。

(6) 現場環境改善実施の中止

・受注者から現場環境改善実施の中止の報告が提出された場合は、設計変更は行わない旨を通知すること。